

広島市規則第12号

令和7年3月11日

広島市事務組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市事務組織規則の一部を改正する規則

広島市事務組織規則（昭和55年広島市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第9号中「及び家庭的保育事業等」を「、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業」に改め、同条第3項第1号中「並びに家庭的保育事業等」の右に「及び乳児等通園支援事業」を加え、「及び家庭的保育事業等」を「、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業」に改め、同項第2号中「及び家庭的保育事業等」を「、家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業」に改め、同条第5項第3号中「家庭的保育事業等」の右に「、乳児等通園支援事業」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。